



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 9 5 2 0 1 2 年 1 2 月 2 6 日

台湾特許（実用新案・意匠）関連公費の改定について

今般、台湾特許庁（經濟部知的財産局）は、特許（実用新案・意匠）関連公費に係る規定を改正し、2013年1月1日より施行することとなりました。

その改正要点を次の通り、ご案内申し上げます。

記

1. 改正特許法に合わせて文言を改正する。
2. 特許出願の再審査請求、特許及び実用新案の無効審判請求、及び実用新案の技術評価請求に係る公費については、請求項数に基づき加算する。
例えば、特許出願の再審査請求の場合について
現 行：明細書、要約書、特許請求の範囲及び必要図面の合計頁数が50頁までは、基本料の新台湾貨幣（以下は省略）8000元とし、50頁を超える場合は、その基本料に50頁毎に500元を加算する。
施行後：2013年1月1日以降（以下、施行後という。）に申請する再審査請求に適用され、特許請求の範囲が10項までは基本料の7000元とし、10項を超える場合は、その基本料に超過の請求項毎に800元を加算し、更に明細書、要約書、特許請求の範囲及び必要図面の合計頁数が50頁を超える場合は、50頁毎に500元を加算する。
3. 国内優先権の基となる特許出願、及び変更出願の基となる特許出願については、特定の条件に限り、実体審査公費の返還を請求することができる。
4. 改正特許法の施行に伴い、優先権主張の回復請求、誤訳訂正の請求、及び部分意匠若しくは関連意匠への変更出願に係る公費の規定を設ける。
5. 登録事項などの変更に係る公費の規定を明確にする。
6. 施行日を規定する。

以上